

たいゆうかわら版

発行 横手市大雄地域局

大雄地域課 ☎ 0182-52-2111 FAX 0182-52-3906
大雄市民サービス課 ☎ 0182-52-3905 FAX 0182-52-3925

お知らせ

危機対策課 ☎ 35-2195

大雄地域課地域総務係 ☎ 52-2111

横手市総合防災訓練を実施しました

8月25日、大雄地区交流センター周辺で『令和6年度横手市総合防災訓練』が行われました。訓練は市災害対策本部と地域局災害対策本部が関係機関と連携して、災害時、迅速に対応することと、地域住民の防災意識の高揚を目的に毎年、旧市町村の持ち回りで開催しています。

◆訓練の内容 ～午前9時 県内陸南部で震度6強の地震が発生～

- ・「家屋倒壊。道路被害発生。住民の安全確保と避難指示を発令。避難所を開設」と想定。
- ・下狐塚、三村、槻の木団地の住民と高齢者施設の約40人が参加しました。

◆関係者が協力 ～市役所以外の関係団体も参加～

・消防団員は住民の安全確保を呼びかけ、火災予防組合は炊き出しを実施。市に登録している大雄地域の災害ボランティアも参加。地震体験車・電源車・トイレカー・給水車を配置しました。

◆率先して行動 ～住民が主体的に避難所を開設～

・大雄地区交流センターでは、住民がファーストミッションボックス（※）にある手順書のとおり、避難所を開設。参加者は避難から避難所開設まで、一連の行動で緊急時の安全確保について理解を深めました。※ファーストミッションボックス（FMB）とは・・・所定の場所にある箱（ボックス）を駆け付けた人が開け、指示カードに従って行動（避難所開設）をするもの。



- ①_地震の揺れを体感できる地震体験車
- ②_巡回して避難を呼びかける消防車両
- ③_避難所で協力しながら段ボールベッドを組み立てる参加住民
- ④_プライバシーに配慮した仕切りテントを設置する様子

お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

行政・人権合同相談所を開設します

～一人で悩まず、まず相談を！～

今年度から、9月と10月が行政相談月間となりました。日頃、困っていることや知りたいことなどを相談してみませんか。各委員が皆さんの困りごとをお聞きし、秋田行政監視行政相談センター等と協力して解決のお手伝いをします。大雄地域は、次の日程で行政・人権相談の合同相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

**【行政相談・人権相談合同相談所】**

- ◆日時／10月16日（水）
午前10時～正午
- ◆会場／大雄地域福祉センター

相談委員は次の方々です（敬称略）

行政相談委員 國安格道（西丁）
人権擁護委員 菅原恵美子（折橋）
人権擁護委員 鈴木長悦（福島）

お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

みんなの力で結核や肺がんをなくすために**複十字シール募金にご協力をお願いします**

複十字シール運動の目的は、結核などの胸の病気をなくして、健康で明るい社会をつくることです。募金は途上国の結核対策、結核予防の広報などに役立てられます。

昨年度、大雄地域では123,700円の募金がありました。

今年度も結核予防婦人会の会員が複十字シール運動の中心的役割を担っています。今年度も本運動へのご理解とご協力をお願いします。



シールぼうやとシールちゃん

- ◆問合せ先／横手市結核予防婦人会大雄支部 大雄市民サービス課 ☎52-3905

お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

令和7年4月中からの幼稚園・保育所・認定こども園の**新規利用申込を10月1日から受け付けます**

- ◆申込期限／11月29日（金）
- ◆問合せ先／大雄市民サービス課 ☎52-3905
または子育て支援課 ☎35-2133
- ◆入所の決定は先着順ではなく、保育の必要性で判断します。
- ◆幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の申請は、直接各施設にお申し込みください。



お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905 市ホームページID1002730

狂犬病予防注射を実施します



◆日時・場所／10月17日（木）午後1時～午後2時

大雄地域局道路管理センター前

◆料金・手数料／①既に登録済で予防注射を受ける場合 3,500円（注射済票を含む）

②犬の新規登録と予防注射を受ける場合 6,500円（注射済票・鑑札を含む）

※愛犬手帳と送付済の狂犬病予防注射問診票（大判はがきサイズ）をご持参ください。

※おつりのないようにご準備願います。

お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905 市ホームページID1002710

高齢者等の玄関間口除雪を支援します

利用申し込みは10月31日（木）まで

◆対象世帯／世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税されている世帯で、次に該当する方だけで構成されている世帯

①65歳以上の高齢者

②障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害年金受給者、自立支援医療受給者）

③義務教育修了前（15歳以下）の児童を養育する配偶者のいない女性

④義務教育修了前（15歳以下）の児童

◆対象外の世帯

・生活保護を受けている世帯

・親族等から経済的な援助を受けることができる世帯

・冬季間、入院または施設入所、別世帯に同居などで自宅にいない世帯



◆支援内容／市の除雪車が早朝の道路除雪をした日に1日1回

道路に面する間口から自宅玄関まで、一人が歩行できる程度の除排雪

◆作業期間／令和6年12月20日（金）～令和7年2月28日（金）

◆利用料金／25,300円～40,000円程度（1シーズン）

除雪幅や距離などにより、作業料金が異なります。

世帯の市民税課税状況により、費用の一部を市が助成した金額です。

秋のクリーンアップ

10月27日（日）午前7時30分～

日ごろから大雄地域の環境美化活動にご協力いただき、ありがとうございます。今後も住みよいまちづくりのため、ご協力をお願いします。



◆問合せ先／大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

マイナ保険証をご利用ください

12月2日から現行の保険証は発行されません

健康保険証はマイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行し、現行の紙の健康保険証は12月2日から新規発行されなくなります。医療機関・薬局を利用する際は、マイナンバーカードをご利用ください。

◆マイナ保険証を使うメリット



①医療費を20円節約できる

自己負担額は負担割合に応じて20円の1～3割の額が節約できます。

②より良い医療を受けることができる

医師や薬剤師が過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

限度額適用認定証等がなくても、高額医療費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



Q. 12月2日以降、マイナ保険証を持っていないとどうなるの？

A. マイナ保険証を保有していない方には、申請することなく『資格確認書』が交付されて、引き続き医療を受けることができます。

引き続きマイナンバーカードの申請手続きを支援しています

大雄市民サービス課市民生活係の窓口で申請できます。

◆受付時間／平日午前9時～午後4時30分

体が不自由な方や介護、育児などで、外出できない方のために、ご自宅に訪問し申請手続きの支援をします。個別にご相談をお受けしますので、大雄市民サービス課までご連絡ください。



また、仕事や学校でマイナンバーカードの申請ができない方は、平日の窓口を延長して対応します。延長窓口の希望の方は、電話等で予約をお願いします。

ホームページでカラーの『たいゆうかわら版』が見られます



左の2次元コードを、スマートフォンから読み込むことで市ホームページからたいゆうかわら版を過去の発行号も含めて閲覧可能です。

ページID検索でも閲覧できます。

1003329 またはたいゆうかわら版

検索